

仕様書

1 事業名称

大阪・関西万博開催に向けた交通需要マネジメント（TDM）実施業務委託

2 事業実施期間

契約締結日～令和8年2月27日

3 事業目的

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が、令和3年7月に設置した2025年日本国際博覧会来場者輸送対策協議会（以下「協議会」という。）において、令和5年11月に、輸送対策の取組内容の具体化を定めた「大阪・関西万博 来場者輸送具体方針第3版（以下「具体方針」という。）」がとりまとめられた。

この具体方針では、主な来場者想定ルートの設定、需要平準化策や供給拡大策による万博来場者輸送対策を実施する。これらを実施しても交通における課題が解消されないことから、一般交通の抑制、分散、平準化を目的とした働きかけTDM※1の実施が必要とされている。

そこで、本業務は、具体方針に定められた鉄道および道路におけるTDMの目標※2の達成をめざすため、下記の「4. 関係資料等」に基づき、効果検証をふまえた試行実施及び本格実施等を行うものである。

また、働きかけTDMを推進するため、最も効率的で効果的な広報手法や媒体等を企画・制作し、広報展開等を行うこととする。

※1：交通需要マネジメント（Transportation Demand Management）の略で、既存の交通システムの利用効率を最大化する目的で移動者側に行動変更を促す諸施策。

※2：働きかけTDM等により、以下の目標の達成をめざす。

〈鉄道〉Osaka Metro 中央線において混雑率約120%

〈道路〉阪神高速における渋滞長は、通常時の最大を超えない。

4 関係資料等

- ① 大阪・関西万博 来場者輸送具体方針（アクションプラン）第3版（令和5年11月）協会HP <https://www.expo2025.or.jp/news/news-20231120-06/>
- ② 2025年大阪・関西万博 交通円滑化推進会議資料
大阪市HP <https://www.city.osaka.lg.jp/banpakusuishin/page/0000587742.html>
- ③ 万博TDM パートナー登録制度 専用HP
<https://www.city.osaka.lg.jp/banpakusuishin/page/0000618137.html>
- ④ 「令和5年度 大阪・関西万博開催に向けた働きかけTDM（交通需要マネジメント）検討業務委託」成果品（一部）

※上記資料④については、参加申請関係書類の提出期限までに申し出した場合、発注者より送付する。

5 委託業務内容

5-1 業務計画

本業務の実施にあたり、以下の項目について、業務計画を作成し、契約締結後速やかに、発注者の承諾のうえ提出すること。

- ・事業の目標及び成果の到達点
- ・各節目の状況を踏まえた事業スケジュールの策定
- ・各業務の実施体制

5-2 広報

(1) 広報関係者との調整

広報を行う映像・音声及び素材等の制作の前に、広報を行う媒体の関係者（以下、「広報関係者」という。）と放映・放送や掲載等に必要調整を行うこと。また、広報関係者との調整状況等を定期的に発注者に報告すること

(2) コンテンツの制作

1 広報素材の制作

(ア) 制作方法

受注者は、別紙2「実施する広報の概要」と以下の①から⑧の事項を踏まえ、レイアウトデザイン案を制作すること。

- ① 受注者は、それぞれについてレイアウトデザイン案を3案ほど提案し、発注者の承認を得た案を採用すること。
- ② 大阪・関西万博開催に向けた働きかけTDMの各取組を促進するため、企業または一般市民に対し行動変化を促す内容、及び万博TDMパートナー登録を促す内容とすること。
- ③ 官公庁が作成する冊子の「堅苦しい」イメージを払拭し、手に取ってもらいやすく、楽しんでもらえるデザインとなるよう、工夫すること。
- ④ 広報による効果が見込まれる場合は、各種広報素材のコンテンツは連動したデザインとすること。
- ⑤ イラストや図、写真などを効果的に取入れ、読者を惹きつけるデザインとすること。
- ⑥ 発注者が提供する万博概要や各種事業のロゴ等の必要な情報を記載すること。
- ⑦ 商品の宣伝、反社会的な思想、差別的な表現、公序良俗に反する表現など官公庁として相応しくない内容は盛り込まないこと。
- ⑧ 色校正及び文字校正は2回以上行うこと。（誤植等がある場合はこれに限らない）

(イ) 原稿データの納品

受注者は、「5-2(2)1(ア)制作方法」において制作する原稿データすべて（Illustrator、Photoshop等による版下データをアウトライン化したもの及びPDFデータ）を格納したDVD-R等の記録媒体を提出すること。

2 映像等の制作

(ア) 映像等の制作

受注者は、別紙2「実施する広報の概要」を踏まえ、以下の①から⑧の事項に留意しながら制作（コンテ作成、演出、撮影、録音、編集等）を行うこと。

- ① 大阪・関西万博開催に向けた働きかけ TDM の取組を促進するため、企業または一般市民に対し行動変化を促す映像を制作、及び万博 TDM パートナー登録を促す映像を制作すること。
- ② 映像の制作にあたっては、動画の絵コンテを 3 案ほど提案し、各案について発注者の承諾を得ること。発注者からの承諾を得たうえで 1 案を決定する。
- ③ 映像及び音声の広報媒体は、デジタルサイネージ、鉄道車内動画、デジタル動画広告及び提案した媒体等（以下「メディア等媒体」という。）での放映等を想定し、それぞれの媒体に応じた仕様（縦横比等）の調整、音声・音楽等の挿入およびテロップ挿入等を行い、編集すること。
- ④ 商品の宣伝、反社会的な思想、差別的な表現、公序良俗に反する表現など官公庁として相応しくない内容は盛り込まないこと。
- ⑤ 制作にあたっては、発注者等と調整を行いながら作業を進めること。
- ⑥ 発注者が提供する万博概要や各種事業のロゴ等の必要な情報を記載すること。
- ⑦ 納品前に試写会の実施などにより、発注者による確認を受けること。
- ⑧ 発注者から修正等の依頼があった場合、必要な対応を行うこと。受注者は、前項の修正を終えたコンテンツについて、改めて発注者による確認を得ること。

(イ) 使用期間

映像・音声の使用期間は制作完了時から令和 7 年 10 月 13 日までを予定する。使用期間に留意し、登場人物の著作権等の権利関係を処理すること。

(ウ) 著作権等の処理

本委託においては、著作権、意匠権、知的財産権、肖像権等について処理済みの素材を使用すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、人物、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ発注者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや 使用権料等の負担と責任は、全て受注者が負うこと。

本件委託により得られる成果物及び著作物に対する著作権は、受注者が従前より保有するものを除き、全て（上映、頒布、貸与、複製、公衆送信及び 2 次利用権を含む）発注者に帰属する。

本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本作品の製作に関与した者について著作権を主張させず、著作権人格権についても行使させないことを約するものとする。その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

- (エ) 取材に係る費用出演者に対し、取材を行う等により、出張を伴う場合は、必要な航空券、宿泊及び通訳者の手配等、これに係る一切の費用は受注者が負担することとする。

3 制作にあたっての留意点

広報映像・音声及び素材等のコンテンツは、各媒体における広報効果が最大限発揮されるデザインとなるよう、制作すること。制作にあたっては、コンセプト、ラフ案、広報効果が最大限発揮できる根拠および具体的な広報展開案等を記載した計画書を作成し、事前に発注者の承諾を得ること。また、絵コンテや構成案を発注者に提出し、調整のうえ、作成すること。

さらに、大阪府市が別途実施する機運醸成の PR 内容の確認および連携を図り、互いの広報効果に影響がないよう十分に調整を行うこと。

なお、大阪・関西万博のマーク（エンブレム、ロゴ、スローガン等）をはじめとした知的財産の利用にあたっては、博覧会協会が定める「2025年日本国際博覧会メッセージ付きロゴマークのガイドライン」を遵守することとし、制作した広報物の掲載・放映等にあたっては、予め博覧会協会の承認を得る必要がある。そのため、コンテンツの制作等にあたっては、掲載・放映等を踏まえ、十分に発注者と調整したうえで、制作すること。

(3) 広報の実施

別紙2「実施する広報の概要」を踏まえ、「5-2(2)コンテンツの制作」で制作した広報素材や広報映像、音声及びその他提案した素材等のコンテンツについて、掲載を行う。なお、印刷については、受注者が行うこととする。受注者は、広報媒体を掲載するにあたり、関係者との交渉及び調整業務を行う。詳細な掲載日時は事前に発注者へ提案し承諾のうえ、実施すること。

5-3 万博 TDM パートナー登録制度の運営

「2025年大阪・関西万博 交通円滑化推進会議」では、TDM の取組意欲向上を目的として、企業を対象に「万博 TDM パートナー登録制度」の公募を2024年2月20日より開始している。当制度における業務について、以下のとおり、実施すること。

(参考) 万博 TDM パートナー登録制度 専用HP (大阪市HP)

<https://www.city.osaka.lg.jp/banpakusuishin/page/0000618137.html>

(1) 登録情報の集計・管理

万博 TDM パートナー登録企業（以下、「登録企業」という。）の登録情報を集計し、整理すること。また、発注者より集計・整理方法について指示があったときは速やかに対応すること。なお、登録情報は随時、発注者より提供する。

(2) 万博 TDM パートナー登録制度の問い合わせ対応

専用 HP 等からの問い合わせに対する回答（案）を作成し、発注者の承諾を得たうえで回答を行うこと。

(3) 登録企業へのメールマガジンの企画・立案

登録企業に対し、送付するメールマガジンの内容について、企画・立案すること。

(例) 交通混雑情報、他企業の取組 など

(4) 登録企業数の拡充方法の検討

登録企業数の目標である 1 万社・事業所以上を達成するために企業向けの説明会を開

催する等の方策を検討すること。なお、説明会実施に際しては、会場の手配、日程調整は受注者で行うこと。

また、試行実施及び万博開催期間の TDM を「呼びかける」「強く呼びかける」期間を、意識した広報戦略も検討すること。

5-4 働きかけ TDM の効果検証

(1) 試行の効果検証

万博開催時の混雑状況を想定し、登録企業等に TDM に取り組んでもらい、検討いただいている取組内容の実現性（実行状況）を確認する。鉄道については、OsakaMetro 中央線・御堂筋線、道路については、阪神高速道路（池田線、東大阪線）及び万博会場周辺の一般道を対象とし、試行期間（2024 年 9 月 30 日～2024 年 10 月 4 日予定）終了後、その前後の期間を含めて状況把握し検証する。

1. 企業の取組の実施状況の把握

企業（行政機関含む）への試行期間についての TDM 取組内容や実施体制等を把握するため、メールマガジンやメール等を活用したアンケート調査票による実行状況の把握及び、企業（行政機関含む）、鉄道やバス利用者等への聞き取りを実施することで、試行時の TDM の取組の詳細を把握し集計する。アンケート等の内容については、提案・作成のうえ発注者と協議し決定すること。

2. 交通の利用状況・混雑状況の変化の把握

登録企業等が TDM の取組を実施した場合の鉄道及び道路の混雑率などに及ぼす影響を検証する。なお、検証にあたり、受注者において必要と考えるデータは、発注者と協議の上、受注者において入手すること。

(2) 試行結果を踏まえた万博開催期間の準備

試行期間の各企業における取組のトライアルを通じて、万博開催期間中の交通低減量を試算する。また、各取組から把握された検証結果から課題を抽出し、万博開催期間中の実施に備えて、2024 年度内に対応すべき追加対策等を検討する。

1. 試行結果の評価

各取組の検証結果をとりまとめ、目標に対する達成状況を把握し、万博開催期間中の実施に向けて課題を抽出する。

なお、試行結果は公表することがあるので、公表にあたっては資料整理等を行うこと。

2. 追加対策等の提案

1. で抽出した課題を踏まえ、取り組み内容の見直し、目標達成に向けて必要となる対策（広報周知の取組拡充等）を検討し、発注者に提案する。

(3) 万博開催期間中の効果検証

企業や大阪府市における万博開始期間中の各種調査や協力交通管理者が提供するデータに基づき、重点エリア及び主要エリアに関わる TDM の取組に対する効果を検証する。検証に当たっては、日別、時間帯別、その他項目別等に整理し、鉄道及び道路（高速道路及び一般道路）について、目標（混雑率等）の達成状況を把握する。なお、検証項目を含むほか詳細は、発注者と協議の上、決定する。

(4) 万博終了後の TDM 実施記録書作成

万博終了後において、計画段階から試行実施、本格実施及び効果検証結果等について、記録書の作成を行う。また、アンケート調査を実施しデータの集計を行い、登録企業や大阪府市における TDM の取組結果をとりまとめ、記録書に反映する。

5-5 その他

(1) 打合せ等

本業務では、業務着手時、定時打合せ時（月 2 回程度）、中間成果品納入時及び最終成果品納入時に発注者と打合せを行う。なお、打合せ等を行った都度、受注者が書面に内容を記録し、打合せ後速やかに発注者へ提出し確認をとること。また、発注者が必要とした場合は、随時、検討内容や進行状況について、協議・打合せを行うとともに、資料や情報の提供を行うものとする。

資料や議事録等の作成方法については、発注者と協議の上、決定すること。

(2) 会議資料等の作成

大阪府市、博覧会協会が事務局として開催する「2025年大阪・関西万博 交通円滑化推進会議」における会議資料及び会議録の作成を行うこと。

(3) 成果品とりまとめ

制作した映像・音声、素材および検討過程の資料について、発注者の指定する期日までに、中間成果品及び最終成果品として取りまとめを行い、納品する。また、関係者への説明を目的とした概要版も併せて作成し、納品すること。

6 業務実施体制等

受注者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- ・本業務の実施責任者を配置すること。
- ・本業務の計画工程表を提案し、月ごとに実施工程表を作成のうえ発注者に提出すること。
- ・本業務に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、報告すること。
- ・スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。

7 提案にあたっての留意点

本業務について、以下の(1)から(4)を提案すること。提案に当たっては、別紙2「大阪・関西万博開催に向けた働きかけ TDM 広報展開における基本的考え方」を参考にし、「4. 関係資料等」における資料や別紙3「実施する広報の概要」で示す業務内容を踏まえること。なお、詳細については、契約締結後、発注者と協議の上、決定すること。

(1) 広報戦略

大阪・関西万博開催に向けた働きかけ TDM に係る広報等業務について、下記アからエを踏まえて提案すること。

ア 広報の目的

鉄道については、より快適に移動可能となるよう、大阪圏の主要路線における平均混雑率である約 120%の達成を目指し広報を実施する。道路については、阪神高速における渋滞長について、通常時の最大の渋滞長が、万博交通により伸びることがないことを目標とし、その達成を図るよう広報を実施する。

イ スケジュール

万博開催期間中の混雑緩和に向けては一人ひとりの取組のみならず、各企業や団体の環境整備や行動計画の策定、実行など幅広い取組が不可欠である。また、機運の高まりが想定されるなど訴求力の高まる時期において、万博時の行動変化に向けた準備のため段階的な広報が必要である。これらを踏まえ、広報のために使用する媒体や施策を記した全体スケジュールを作成すること。

ウ 媒体計画

広報のための映像・音声及び素材について、「1 (1) イ スケジュール」で作成した全体スケジュールと併せて、積極的なデジタルコンテンツの活用など、効果的な媒体（掲載先）、放映時間（掲載期間）及び地域（掲載場所）、四半期毎の概算費用などを詳細に提案すること。

エ 万博 TDM パートナー登録制度

「2025年大阪・関西万博 交通円滑化推進会議」では、企業の TDM の取組意欲向上を目的として、「万博 TDM パートナー登録制度」を開始している。登録企業数の目標である 1 万社・事業所以上を達成するために企業向けの説明会を開催する等の方策を提案すること。

(2) 表現計画（クリエイティブプラン）

受注者は、別紙1「大阪・関西万博開催に向けた働きかけ TDM 広報展開における基本的考え方」とともに以下のアからオの視点を持ち、企画・提案を行うこと。なお、媒体出稿のために必要となる考査等のプロセスは、媒体社とそれぞれ調整の上遅滞なく実施すること。

ア 働きかけ TDM の取組を促進するため、企業または一般市民に対し行動変化を促す内容、及び万博 TDM パートナー登録を促す内容とすること。

イ より効果的な広報となる場合は、映像以外のコンテンツも映像と一体感のあるデザイン等にすること。

ウ ポスターやリーフレットは、イラストや図、写真などを効果的に取入れ、読者を惹きつけるデザインとすること。

エ キャッチフレーズを用いるなど、官公庁が行う事業に対する「堅苦しい」イメージを払拭し、明るい雰囲気の内容とすること。

オ 台詞、表現等について、商品の宣伝、反社会的な思想、差別的な表現、公序良俗に反する表現などは使用しないこと。

(3) 広報実施体制の整備

業務履行に必要な実施体制を提案すること。なお、リスク管理や個人情報管理を適正に行うことができる実施体制を提案すること。

(4) 効果検証

試行時において、企業（行政機関含む）の取組状況を把握するための効率的な調査方法や、TDMが交通（鉄道・道路）利用、混雑状況に与える影響を評価する検証方法について提案すること。検証方法については、具体的な検証内容、検証箇所、検証手法等を提案すること。

また、万博開催期間中において、企業や府市、一般市民の取組状況を把握するための効率的な調査方法や、TDMが交通（鉄道・道路）利用、混雑状況に与える影響を評価する検証方法を提案すること。なお、本格実施期間は長期（半年間）に渡るため、その都度に応じた調査方法や検証方法を盛り込むこと。

8 業務計画書及び成果品の提出

(1) 業務計画書

受注者は、事業の実施に先立ち、実施体制、事業実施工程、緊急連絡体制等の事業を適正に実施するために必要な事項を記載した事業計画書を作成し、契約締結後速やかに発注者に提出すること。

(2) 成果品の提出

事業終了後、大阪府市万博推進局整備調整部整備企画課あて、以下の成果品等を提出すること。

ア 業務に関して作成した全ての成果品 DVDに格納したもの2枚

※成果品の著作権及び肖像権に関する詳細は、10(6)に記載する。

※DVD等（成果品）の提出については、ウイルスチェックを行うこと。

イ 実施報告書 A4判2部

9 一括再委託等の禁止

(1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が 500 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

10 業務実施に関する基本的な条件

(1) 業務実施体制

受注者は、業務の運営体制を明確にし、業務を適切に実施するために必要な経験を有するスタッフを配置すること。

(2) 契約及び費用等に関する条件

業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しないものとする。

(3) 提案見積額について

本委託業務にかかる契約金額については、提案見積額を基準に、発注者と協議のうえ、確定するものとする。

(4) 経理・支払に関する条件

ア 契約金額については、委託契約期間内に業務を完了された後、発注者による検査を経て支払うものとする。

イ 全ての証拠書類は、本業務終了後、5年間保存すること。

(5) 秘密の保持

ア 受注者は、この契約の履行に関して知りえた秘密は、契約期間中はもとより契約期間後においても第三者に漏らしてはならない。

イ 受注者は、提供された資料を本業務以外の目的には使用しないこと。また、第三者への提供は、閲覧・複写・貸出等方法の如何を問わず行わないこと。

ウ 本業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持の観点から、施錠の徹底や電子データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じて扱わなければならない。

(6) 著作物の譲渡等

ア 受注者は、本事業における成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

イ 発注者は、成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

ウ 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

エ 受注者は、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、当該成果物の内容を公表することができる。

オ 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

- カ 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）の作成にあたり必要な著作権等の手続きについて、受注者の責任及び契約額の範囲において実施すること。
 - キ 発注者は、当該著作物に使用される肖像権は譲渡されるものではないことを確認し、受注者は発注者が当該利用目的の実現のために当該肖像権を使用することを許諾するものとする。
- (7) その他の条件
- ア 業務開始後は、定期的に発注者と打ち合わせを行い、業務着手前に発注者の承諾を得るとともに、事業進捗状況を報告すること。また、随時、発注者の求めに応じて本業務にかかる情報を提供すること。
 - イ 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定すること。
 - ウ 契約締結後に本仕様書に疑義が生じた場合は、双方で協議のうえ決定することとする。

大阪・関西万博開催に向けた働きかけ TDM 広報展開における基本的考え方

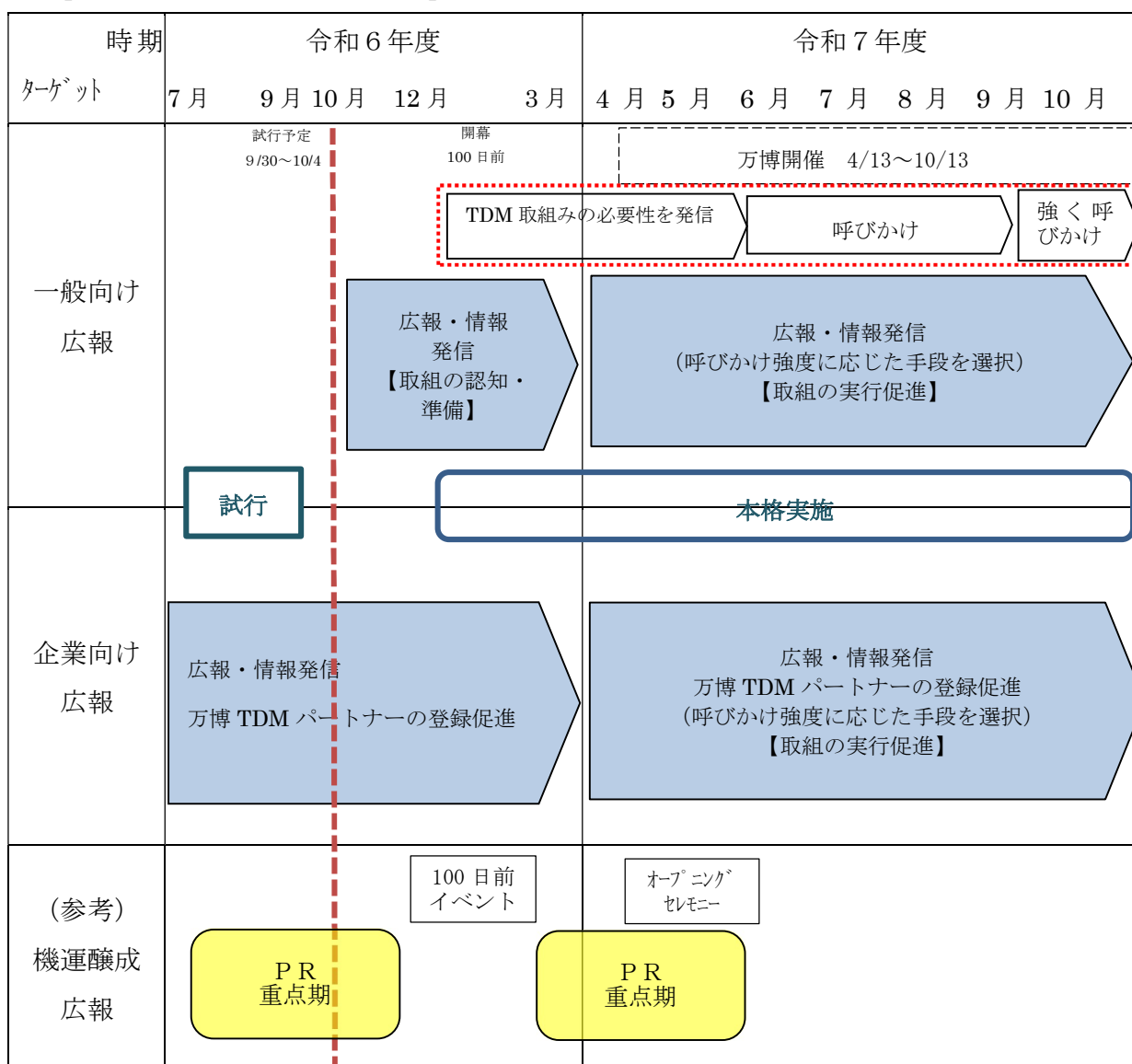
【目的】

仕様書3. 事業目的のとおり

【広報の基本的な考え方】

- 広報の範囲：重点実施エリア（万博会場周辺、OsakaMetro 中央線）
：主要エリア（駅シャトルバス発着地）
- ターゲット：万博開催期間中及び試行実施期間中に、移動することが考えられる一般市民（勤労者以外の学生・主婦・高齢者等も含む）及び企業（事業所、企業を包括する業界団体含む）

【各時期における広報イメージ】



実施する広報の概要

本委託業務にあたり、試行時と本格実施時のそれぞれの広報に関する業務を検討・作成するものとする。なお、下記の広報に関する業務を盛り込むものとする。

(1) 広報媒体及び広報素材

- ・ポスター
(駅・車両および公共施設/A1 4,000 部程度×4 期、B3 1,200 部程度×4 期)
- ・チラシ (A4 サイズ両面 10 万部程度)
- ・リーフレット
- ・ステッカー (紙・磁気)
- ・デジタル情報板、サイネージ
- ・横断幕 (一般道路・高速道路)
- ・立て看板 (一般道路・高速道路)
- ・鉄道車内広告
- ・デジタル動画広告

※上記以外の制作ツールについて提案すること。

※上記に記載の部数は現時点の想定とし、記載のないものは提案すること。

※この他、市の既存の広報物を活用すること。